

# まち美化推進員の活動内容について

## 1 ごみの散乱状況などの情報提供

- (1) ポイ捨てが目立つ地域や場所の情報
  - (2) 空き缶・ペットボトル用回収容器の未設置が原因で、散乱している  
自動販売機の情報 など
- 些細なことでもよろしいので、電話やインターネット専用フォームで管轄の環境センターへ情報提供をお願いします。

## 2 まち美化清掃に関する活動

- (1) 自発的なまち美化清掃活動
- (2) 地域やボランティア団体などが実施するまち美化活動への参加
- (3) 地域やグループでの美化意識の啓発活動
- (4) 市が開催するまち美化行事への積極的な参加

## 3 まち美化対策に関する市への提案

今後のまち美化政策に活かすため、推進員の活動を通じて得られた知識や経験を基に、環境局に対して改善策を提案してください。

## 4 その他

- (1) 環境局でボランティア活動保険に加入しますので、まち美化推進員の活動に事故が発生した場合でも一定水準の保障が行われます。
- (2) 市が主催となるまち美化行事など環境やモラル・マナーアップ関連の案内を環境局または関係部署よりご送付させていただくことがあります。